

工事請負契約に係る最低制限価格について（平成29年5月1日）

市が発注する工事請負契約に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の108を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額）とする。

$$\text{※ } K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

（K、A、B、C、Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。）

2 積算体系が土木工事歩掛によらない維持修繕工事は、予定価格に90%を乗じて得た額とする。